

社会福祉法人制度について

平成29年6月

明石市福祉局福祉政策室

法人指導課

1. 社会福祉法人とは？

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）の定めるところにより設立された法人です。（法第22条）

2. 社会福祉法人が行うことができる事業

社会福祉法人は、法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行います。
なお、社会福祉事業に支障がない限り、必要に応じて公益事業又は収益事業を行うことができます。（法第26条）

<参考>

社会福祉法

（経営の原則）

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

(1) 社会福祉事業とは？

社会福祉事業とは、法第2条に定められている第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいいます。

第1種社会福祉事業は、原則として、国、地方公共団体又は社会福祉法人でなければ経営できません。（法第60条）

第2種社会福祉事業は、第1種社会福祉事業と異なり、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであり、これに伴う弊害のおそれと比較的少なく、自主性と創意とを助長することが必要なため、その経営主体については制限がありません。

<第1種社会福祉事業>

事業	
生活保護関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設の経営 ・ 更生施設の経営 ・ 生活困難者を無料・低額な料金で入所させ生活扶助を行うことを目的とする施設の経営 ・ 生計困難者に対する助葬事業
児童福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児院の経営 ・ 母子生活支援施設の経営 ・ 児童養護施設の経営 ・ 障害児入所施設の経営 ・ 情緒障害児短期治療施設の経営 ・ 児童自立支援施設の経営
老人福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホームの経営 ・ 特別養護老人ホームの経営 ・ 軽費老人ホームの経営
障害者福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設の経営
婦人保護関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人保護施設の経営
経済保護関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設の経営 ・ 生計困難者に対して無利子・低利で資金を融通する事業

<第2種社会福祉事業>

事業	
生活保護関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計困難者に対してその住居で衣食その他日常生活必需品又はこれに要する金銭を与える事業 ・ 生計困難者の生活に関する相談事業 ・ 認定生活困窮者就労訓練事業
児童福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 児童自立生活援助事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業

事業	
児童福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業 ・ 小規模住宅型児童養育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 病児保育事業又は子育て援助活動支援事業 ・ 助産施設の経営 ・ 保育所の経営 ・ 児童厚生施設の経営 ・ 児童家庭支援センターの経営 ・ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 ・ 幼保連携型認定こども園の経営
母子・寡婦福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭日常生活支援事業 ・ 父子家庭日常生活支援事業 ・ 寡婦日常生活支援事業 ・ 母子・父子福祉施設の経営
老人福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人居宅介護等事業 ・ 老人デイサービス事業 ・ 老人短期入所事業 ・ 小規模多機能型居宅介護事業 ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業 ・ 複合型サービス福祉事業 ・ 老人デイサービスセンターの経営 ・ 老人短期入所施設の経営 ・ 老人福祉センターの経営 ・ 老人介護支援センターの経営
障害者福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 ・ 一般相談支援事業 ・ 特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターの経営 ・ 福祉ホームの経営 ・ 身体障害者生活訓練等事業 ・ 手話通訳事業 ・ 介助犬訓練事業 ・ 聴導犬訓練事業

事業	
障害者福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者福祉センターの経営 ・ 補装具製作施設の経営 ・ 盲導犬訓練施設の経営 ・ 視聴覚障害者情報提供施設の経営 ・ 身体障害者の更生相談に応ずる事業
知的障害者福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者の更生相談に応ずる事業
経済保護関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困難者のための無料・低額な料金で簡易住宅を貸付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
医療保護関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計困難者のために無料・低額な料金で診療を行う事業 ・ 生計困難者に対し無料・低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
隣保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣保館等の施設を設け、無料・低額な料金でこれを利用させる事業 ・ その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行う事業
福祉サービス利用 援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料・低額な料金で福祉サービスの利用に関する相談・助言を行い、福祉サービスの提供を受けるために必要な手続、福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与すること等
連絡援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

(2) 公益事業とは？

公益事業とは、公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業をいいます。

なお、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものなどは、認められません。

(3) 収益事業とは？

収益事業とは、その収益を社会福祉事業又は公益事業の経営に充てることを目的とする事業をいいます。

事業の種類については、特別の制限はありませんが、法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものは適当ではありません。

3. 社会福祉法人の役員等の基準

社会福祉法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。(法第36条)

社会福祉法人と評議員、理事及び監事との関係は委任に関する規定に従うと定めており(法第38条)、この規定により、委任を受けた評議員、理事及び監事は「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」(善管注意義務)負うこととなります。

(1) 評議員

① 選任及び解任

評議員の選任及び解任の方法は定款に定めることとされております。(法第39条)ただし、理事又は理事会が評議員を選任及び解任する旨の定めは無効と規定されております。(法第31条第5項)

② 評議員の資格等

評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することと規定されております。(法第39条)

○評議員の欠格事由

評議員となることができない者は以下のとおりです。(法第40条第1項)

- ・ 法人
- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反し刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 前記に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 所轄庁の解散命令(法第56条第8項)により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

○評議員の兼職禁止

評議員は、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません。(法第40条第2項)

○評議員の特殊関係者

評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族、その他各評議員又は各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはならないと規定されております。(法第40条第4項、第5項)

◆厚生労働省令で定める特殊の関係がある者

- ア 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該評議員又は役員に雇用されている者
- ウ ア、イに掲げるもの以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ、ウに掲げる者の配偶者
- オ アからウに掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
- カ 当該評議員が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- キ 当該社会福祉法人の役員が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- ク 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
- ケ 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でないものである評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超える場合に限る。）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

○評議員の員数

評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数と規定されております。(法第40条第3項)

○評議員の任期

評議員の任期は、原則として選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。ただし、定款の定めにより、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時

評議員会の終結の時までとすることも可能です。(法第41条第1項)

(2) 評議員会

社会福祉法人の評議員会については、平成29年4月の改正法の施行までは、措置事業、保育所等を経営する事業、介護保険事業のみを行う法人を除き、諮問機関として設置していましたが、理事等の執行機関に対するけん制機能が十分働かないという課題がありました。

このため、平成29年4月の法改正では、全法人に評議員会を設置することになり、評議員会に役員を選任・解任や定款変更等法人の基本的事項について決議する権限を与え、これを通じて理事等をけん制監督する役割を担わせることになりました。

① 評議員会の権限等

評議員会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができます。(法第45条の8第2項)

社会福祉法で定める評議員会の決議事項

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任（法第43条）
- ・ 理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）
- ・ 理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条）
- ・ 理事等の責任の免除（全て免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）
- ・ 役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項）
- ・ 計算書類の承認（法第45条の30第2項）
- ・ 定款の変更（法第45条の36第1項）
- ・ 解散の決議（法第46条第1項第1号）
- ・ 合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）
- ・ 社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項）
- ・ その他定款で定めた事項

(3) 理事

① 選任及び解任

理事の選任・解任は評議員会の決議により行います。(法第43条第1項)

② 理事の資格等

○理事の欠格事由

理事となることができない者は以下のとおりです。(法第44条第1項)

- ・ 法人
- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反し刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 前記に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 所轄庁の解散命令(法第56条第8項)により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

○理事のうちには、次に掲げる者を含む必要があります。(法第44条第4項)

- ・ 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ・ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ・ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

○理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族、その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはならないと規定されております。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人です。(法第44条第6項)

◆厚生労働省令で定める特殊の関係がある者

- ア 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該理事に雇用されている者
- ウ ア、イに掲げるもの以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ、ウに掲げる者の配偶者
- オ アからウに掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者

カ 当該理事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

キ 次に掲げる同一の団体においてその職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

③ 理事の人数

理事は6人以上でなければなりません。（法第44条第3項）

④ 理事の任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。ただし、定款の定めにより、その任期を短縮することも可能です。（法第45条）

⑤ 理事の職務等

○理事長の職務及び権限等

理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行の権限を有しています。

○業務執行理事の職務及び権限等

理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事として業務執行理事を置く事が出来ます。ただし、業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はありません。

○その他の理事の職務及び権限等

理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じて、法人の業務執行の意思決定に参画します。また、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割があります。

(4) 理事会

① 理事会の権限等

○理事会は全ての理事で組織し、以下の職務を行います。（法第45条の13第1項、第2項）

- ・ 社会福祉法人の業務執行の決定
- ・ 理事の職務執行の監督

- ・ 理事長の選定及び解職

(5) 監事

① 選任及び解任

監事の選任・解任は、理事と同様に評議員会の決議により行います。(法第43条第1項)

② 監事の資格等

○監事の欠格事由

監事となることができない者は理事と同様です。(法第44条第1項)

○監事のうちには、次に掲げる者を含む必要があります。(法第44条第5項)

- ・ 社会福祉事業について識見を有する者
- ・ 財務管理について識見を有する者

○監事の特殊関係者

監事には、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはいけないことに加えて、各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはならないと規定されております。(法第44条第7項)

◆厚生労働省令で定める特殊の関係がある者

- ア 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該役員に雇用されている者
- ウ ア、イに掲げるもの以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ、ウに掲げる者の配偶者
- オ アからウに掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
- カ 当該理事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- キ 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- ク 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
- ケ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である役員（これらの役員が当該社会福祉法人の監事総

数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)

・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同
利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

③ 監事の人数

監事は2人以上でなければなりません。(法第44条第3項)

④ 監事の任期

監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。ただし、定款の定めにより、その任期を短縮することも可能です。(法第45条)

⑤ 監事の職務及び権限等

○監事の権限

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければなりません。その職務の遂行のため、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、また、社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができます。(法第45条の18第1項、第2項)

4. 社会福祉法人の資産の要件

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。(社会福祉法第25条)

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に経営していくことが求められているため、特に財政面において、確固として経営基盤を有していることが必要です。

原則として

- ① 社会福祉事業を所定の基準に従って行うのに必要な施設を所有していること、又はその目的を達成するように使用できる使用権が確実に設定されていること。
- ② 事業経営に必要な最低限の運用資産があること。また、これを確実に生み出さる財源があること。

5. 登記

社会福祉法人は、組合等登記令の定めるところにより登記をしなければなりません。(社会福祉法第29条)

社会福祉法人は、所轄庁の認可後にその主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。(社会福祉法第34条)